

三重県環境管理マニュアル		章	4. 4
表題	環境マネジメントシステムの要求事項	制定日	平成 11 年 10 月 1 日
	実施及び運用（力量、教育訓練及び自覚） <u>（第 23 版）</u>	改定日	<u>平成 23 年 9 月 30 日</u>

#### 4.4.2 力量、教育訓練及び自覚

組織は、システムに関連する職員の環境改善意識の向上を図るための環境教育及び訓練を計画、実施し、維持する。

##### (1) 環境教育・訓練の対象及び目的

環境管理責任者及び環境管理者は、システムに関連する適用対象者の知識、自覚及び技能の向上を図るため、すべての適用対象者にそれぞれの職責に応じた環境教育・訓練を実施する。なお、環境教育・訓練の種類は、次のとおり区分し、目的、対象者、実施責任者等については、別表のとおり定める。

- ア 管理職員研修
- イ 総括環境推進員・環境推進員研修
- ウ 新規異動職員研修
- エ 特定業務職員研修
- オ 環境監査員研修
- カ 基本研修

##### (2) 環境教育・訓練計画の作成

- ア 環境管理責任者は、毎年度当初に、事務局に「環境教育・訓練実施計画表（様式 1）」の作成を指示する。
- イ 事務局は、前年度の環境目的・目標の達成状況、環境教育・訓練の実施状況及び各部等の環境教育・訓練のニーズ等を考慮し、職員研修センター及び各部等の総括環境推進員と協議のうえ、環境教育・訓練の対象者、内容、頻度及び実施責任者を記入した「環境教育・訓練実施計画表」を作成し、人材政策室長の承認を得て、ISO サーバに登録する。
- ウ 事務局は、「環境教育・訓練実施計画表」について、総括環境推進員を通じ、環境推進員に通知する。

##### (3) 環境教育・訓練の内容

- ア 環境教育・訓練の内容は、その対象者を明確にして、次の事項を理解させ、自覚させる。
  - (ア) 環境方針及び環境文書並びにシステムの要求事項に適合することの重要性
  - (イ) 著しい環境側面の認識及び作業改善による環境上の利点
  - (ウ) 環境方針及び手順との適合、並びに緊急事態への準備及び対応の要求事項を含むシステムの要求事項との適合を達成するための職員の役割及び責任
  - (エ) 定めた手順から逸脱した際に予想される結果
- イ 著しい環境影響の原因となりうる特定業務に従事している職員に対しては、所管部等が、外部環境研修機関の養成研修を含め、専門的な環境教育・訓練を実施し、力量の確保を行う。
  - なお、特定業務とは次の業務をいう。
    - (ア) 環境法規制調査兼報告書において法的資格が義務付けられている業務

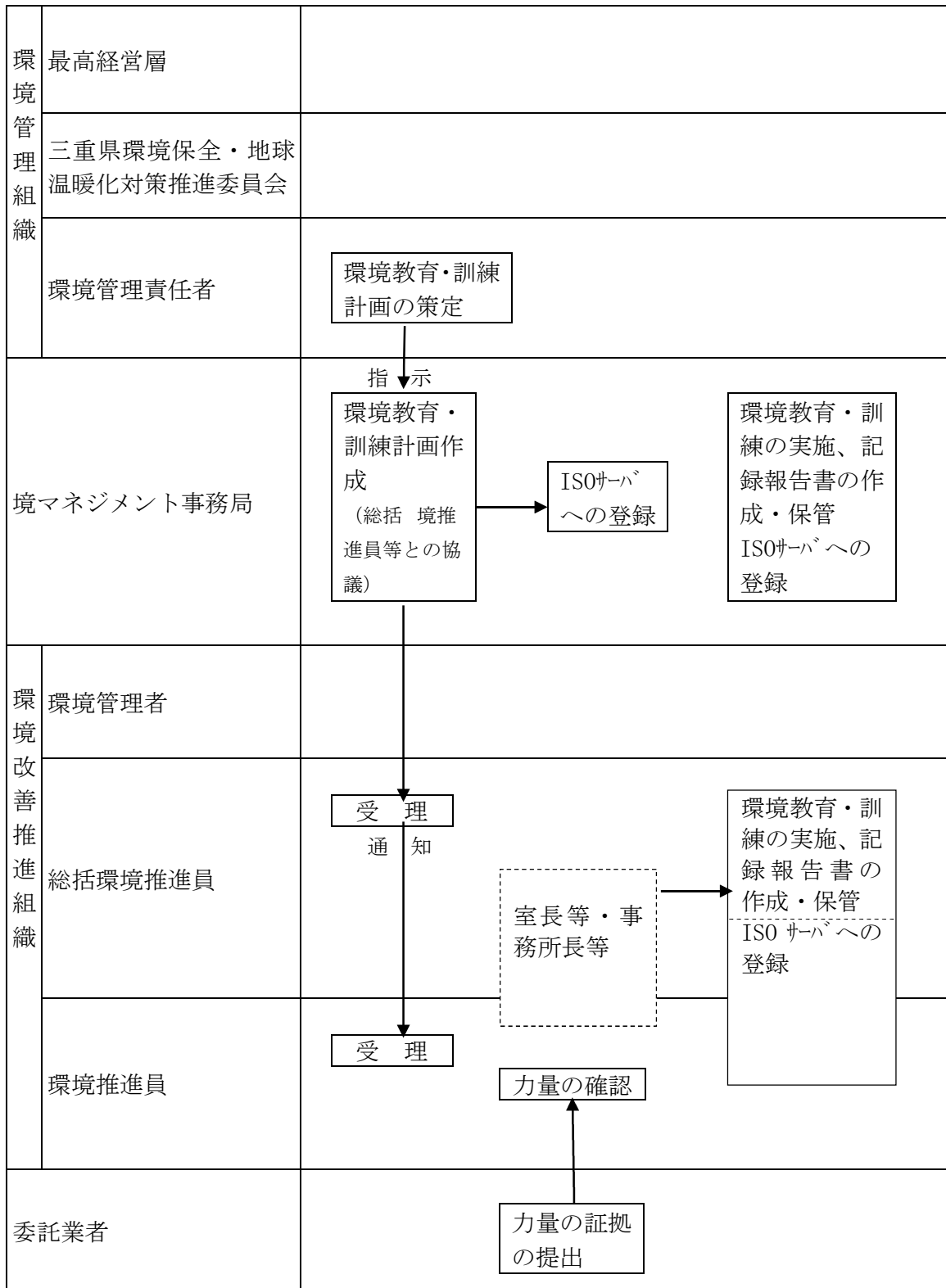
(4) 研修の記録

室長等・事務所長等若しくは環境推進員又は事務局は、環境教育・訓練を実施したときは、「環境教育・訓練記録報告書(様式2)」を作成し、ISO サーバに登録する。

(5) 委託作業者の教育

室長等・事務所長等又は環境推進員は、県の委託を受けて庁舎内で常時業務を実施している委託業者に対して、従業員が著しい環境影響を生じる可能性がある作業を遂行するために必要な力量を有していることの証拠を示させる。また、必要に応じて研修を実施する。

環境教育・訓練フロー



(別表)

環境教育・訓練一覧表

研修の種類	研修の目的	対象者	開催回数	実施責任者 (実施者)
管理職員研修	環境マネジメントシステムの重要性を理解させ、管理職員としての責任を自覚させる。	管理職員 (課長級以上) ※1	年1回以上	環境管理責任者 (総括環境推進員、事務局、外部専門講師)
総括環境推進員・環境推進員研修	環境マネジメントシステムに関する適切かつ最新の知識を理解させ、各部等の責任者としての自覚を高める。	総括環境推進員及び環境推進員	年1回以上	環境管理責任者 (事務局、外部専門講師)
新規異動職員研修	環境マネジメントシステム全般に対する知識、環境方針、目的及び目標、実施計画等を理解させ、個々の職員に自覚させる。	一般職員で新たに適用対象組織の職員となった者(業務補助職員、団体職員、常駐の委託業者等を含む。) ※ <u>2</u>	年1回以上	環境管理者 (総括環境推進員、室長等・事務所長等又は環境推進員)
特定業務職員研修	著しい環境影響の原因となりうる活動・サービス(オフィス活動を除く。以下、「特定業務」という。)に従事する職員に専門的知識及び技能を修得させる。	特定業務に従事する職員(必要に応じて委託先従業員等を含む。)	必要に応じて	特定業務を所管する部の環境管理者 (総括環境推進員、室長等・事務所長等又は環境推進員)
環境監査員研修	環境マネジメントシステム監査に必要な知識及び技能を修得させる。	環境管理責任者等が指名する総括環境推進員、環境推進員等	年1回以上	環境管理責任者 (外部専門講師)
基本研修	環境マネジメントシステムに関する基本的知識・能力を段階的に修得させる。	新任課長級、新任補佐級、 <u>採用5年目</u> 、新規採用の職員	年1回以上	職員研修センター (事務局、外部専門講師)

※1 総括環境推進員、環境推進員及び基本研修受講者を除く

※2 管理職員(課長級以上)、総括環境推進員、環境推進員及び基本研修受講者を除く

(様式1)

## 環境教育・訓練実施計画表

			承認者(環境管理責任者)		作成者
実施計画日	研修の種類	研修の内容	講師	対象者	実施責任者

(様式2)

## 環境教育・訓練実施報告書

実施責任者	実施者

室等名 事務所等名	
作成年月日	

1. 教育・訓練の種類			
2. 教育・訓練の名称			
3. 実施年月日			
4. 開催場所			
5. 講師			
6. 教育・訓練の内容			
7. 受講者	所属室等及び事務所等名	役職	氏名
8. 受講者の感想 ・質疑事項等			

備考 教育・訓練の内容については、資料を添付すること。